

議事要旨(3) 金融商品専門委員会における検討状況（IASB相殺対応）について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、金融商品専門委員会におけるIASBによる公開草案「金融資産と金融負債の相殺」（以下「ED」という。）に対するコメントの検討状況（コメント期限は4月28日）について説明がなされた。その後、高橋専門研究員より、審議事項(3)-2に基づき、事務局のコメント案について説明がなされた。

委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- あるオブザーバーから、ED で提案されている相殺の規準は、金融商品の保有目的を考慮せず、法的な側面を重視し過ぎているため、経済的な実態を反映していないのではないかと、例えば、マスターネットティング契約でカバーされているデリバティブ取引の多くはディーリング目的であると思われるが、そうしたポジションについては、両建て（グロス）ではなく、ネット表示の方が、将来キャッシュフローをより表している、との発言があった。また、ED で提案されている開示については、財務諸表利用者の立場からも簡略化の余地があるのではないかとの声が聞かれる一方で、開示される金融商品の内訳については、レポ取引とデリバティブ契約は、取引内容が異なることから分けて開示されるべきであり、また ED では提案されていないが、主要な取引相手別の情報に関する財務諸表利用者のニーズは強いと、そうした点についてもコメントに反映できないか、との発言があった。
- これに対して事務局からは、コメント期限も勘案しつつ、事務局内で検討したうえで対応したい、との回答がなされた。
- ある委員から、日本基準では相殺が容認規定であるが、相殺の条件を満たしているかどうかの検証にコストがかかることもあって、ほとんどの金融機関が相殺表示を行っていないのが実態ではないかと、との発言があった。また、多大なコストをかけて、銀行取引約定書に基づいた貸出金と預金の相殺に関する情報を開示しても財務諸表利用者が得られるベネフィットは大きくないと考えられるが、コメント案においては、こうした懸念が適切に反映されているため、コメント案に賛成である、との発言があった。このほか、主要な取引相手別の情報に関する開示については、特にグローバルに展開をしている金融機関ほど難しいと考えられる、との発言があった。
- ある委員から、正味の信用リスクに関する情報の有用性を強調しながら、最終的には開示に関するコスト面の懸念を指摘するなど、コメント案全体として整合性が確保できているか再検討の余地があるのではないかと、との発言があった。
- ある委員からは、開示に関するコメント案の「必要があれば本公開草案を修正することを提案する」は、開示負担を考慮して、ED で提案されている定量的な情報開示に代えて定性的な情報開示も許容する趣旨なのか、との発言があった。
- これに対して事務局からは、寄せられたコメントを踏まえて IASB 及び FASB がコスト・

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ベネフィットのバランスを十分に検証したうえで決定してほしい、という趣旨であるとの回答がなされた。

- あるオブザーバーからは、この点に関して、財務諸表利用者からは、ED で提案されているような表形式の定量的な情報開示に対する支持が強い、との発言があった。

以 上